新しい民生委員・児童委員の皆さんです

■民生委員・児童委員とは

　民生委員・児童委員、主任児童委員は地域住民の相談・支援のボランティアとして、福祉サービスや援助を必要とする方と関係する機関とのつなぎ役を担います。

■委員の身分と任期について

　非常勤特別職の公務員です。民生委員法第１５条において、住民一人ひとりの人格を尊重し、秘密を保持する守秘義務が課せられています。任期は３年（令和４年１２月１日～令和７年１１月３０日）です。

■問い合わせ
松本市役所　健康福祉部　福祉政策課　計画担当
☎　３４－３２２７　　fax　３４－３２０４
Mail　fukusi-k@city.matsumoto.lg.jp

第一地区

氏名	担当
服部　美子	伊勢町１～３丁目、分銅町、新伊勢町、神明町
中原　文子	国府町、本町１～５丁目
杉山　貞子	中条中、博労町、西五町、西長沢町
今井　啓一	中町１～３丁目
深澤　幸子	主任児童委員